

公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出のお願いについて

平成 27 年 4 月
国立研究開発法人 情報通信研究機構
契約担当理事

平成 26 年 2 月 18 日に文部科学省において「[研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）](#)」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）が改正され、不正を事前に防止する取組の一環として、各機関の不正対策に関する方針及びルール等に対し「[取引業者に誓約書の提出を求めること](#)」が明記されました。

当機構におきましても、このガイドラインに沿って公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行ってまいります。

そのため、不正防止の取り組みは発注側のみならず、受注、納品等を行っていただく取引先各位のご理解とご協力が必要不可欠であることから、今後当機構との契約締結にあたっては、上記ガイドラインに基づく誓約書（以下、「誓約書」と言います。）の提出を前提条件とさせていただきます。

つきましては、別紙「[情報通信研究機構との契約等にあたっての注意事項](#)」に関する趣旨をご理解いただき、契約に先立ち下記のとおり「誓約書」のご提出を頂きますようご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 別紙「[情報通信研究機構との契約等にあたっての注意事項](#)」
- 2 提出物「[誓約書](#)」

なお、誓約書については有効期限を設けておりませんので 1 度ご提出していただければ結構です。

- 3 [誓約書作成に係る FAQ](#)
- 4 本件の提出先及び問合せ先

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1

情報通信研究機構 財務部契約室 誓約関係窓口

E-mail : seiyaku-mado@ml.nict.go.jp

FAX : 042-327-7591

なお、お問合せの前に別紙「FAQ」をご覧くださいませよう願いたします。

以上